

## 第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

本制度が施行された昭和26年12月から平成27年度末までに、1,104件の意見の申出等が終結している。平成27年度に係属した事案は29件であり、このうち15件が27年度中に処理され、残りの14件が28年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見の申出等の処理件数

	平成28年3月末現在		(参考) 27年度 係属件数
	処理件数	27年度 処理件数	
総数（昭和26年から平成28年3月までに終結したもの）	1,104	15	29
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する不服申立てについての意見 （国土交通大臣）	1,092	13	27
事業認定に関する処分を不服 （処分庁 国土交通大臣等）	224	3	14
事業認定に関する処分を不服 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決を不服	849	10	13
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する不服申立てについての意見 （防衛大臣）	2	2	2
鉱業法に基づく承認（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	7	0	0
森林法に基づく意見（森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てについて） （農林水産大臣）	2	0	0

- (注) 1 「事業認定に関する処分を不服」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。  
2 「森林法に基づく意見」については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

## 第1節 平成27年度に係属した意見の申出事案

平成27年度に係属した意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

### 1 西日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道東九州道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第4号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大分県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成25年9月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月18日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年3月14日
- (9) 回 答 日 平成27年4月6日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

### 2 香川県及び小豆島町起業、二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第7号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（四国地方整備局長）
- (3) 処分のあった日 平成21年2月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者等15人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年3月2日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年9月24日
- (9) 回 答 日 平成28年1月15日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

### 3 香川県及び小豆島町起業、二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第8号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 香川県収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成22年7月20日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者等36人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年8月20日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年9月24日
- (9) 回答日 平成28年1月15日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

#### 4 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第9号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年9月24日

#### 5 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成26年(イ)第10号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年10月20日

#### 6 宮崎県起業、一般国道327号改築工事(古園バイパス・宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字岸原地内まで)に関する審査請求

(平成26年(イ)第11号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 宮崎県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成26年3月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年4月25日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年10月20日
- (9) 回 答 日 平成27年5月29日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

#### 7 東京都起業、都道府中町田線改築工事（東京都町田市本町田字乙七号地内から同市本町田字六号地内まで）に関する審査請求

（平成26年（イ）第12号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成26年3月27日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年4月15日及び平成26年5月6日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年10月20日
- (9) 回 答 日 平成27年6月30日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

#### 8 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

（平成26年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（九州地方整備局長）
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月6日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

#### 9 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県

**道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求**

(平成26年(イ)第14号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

**10 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求**

(平成26年(イ)第15号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

**11 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求**

(平成26年(イ)第16号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日

**12 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求**

(平成27年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年1月19日

13 群馬県起業、一般国道120号改築工事(椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨  
堤地内)及びにこれに伴う市道付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(関東地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年4月15日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年5月15日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年1月19日
- (9) 回 答 日 平成27年5月29日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

14 国土交通大臣(四国地方整備局長)起業、一般国道32号改築工事(猪ノ鼻道路・徳島  
県三好市池田町西山落地内から同市池田町州津乳ノ木地内まで)に関する審査請求

(平成27年(イ)第3号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 徳島県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成26年8月19日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年9月16日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年2月19日
- (9) 回 答 日 平成27年5月19日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

15 岐阜県関市起業、関都市計画道路事業 3・5・24 号坂田関線に関する審査請求

(平成27年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 岐阜県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成26年8月21日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年9月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年2月19日
- (9) 回 答 日 平成27年4月23日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

16 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者等64人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月1日～7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日

17 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第6号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者等6人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日

18 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

(平成27年(イ)第7号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成25年10月7日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成27年3月19日

19 沖縄防衛局長起業、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)に基づく日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供するための土地の使用に関する審査請求

(平成27年(イ)第8号事件)

- (1) 根 拠 法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約  
第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法
- (2) 処 分 庁 沖縄県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成26年12月11日
- (4) 処 分 の 内 容 使用裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成27年1月19日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 使用裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成27年6月16日
- (9) 回 答 日 平成27年10月5日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

20 沖縄防衛局長起業、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)に基づく日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供するための土地の使用に関する審査請求

(平成27年(イ)第9号事件)

- (1) 根 拠 法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約



第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

- (2) 処 分 庁 沖縄県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成26年12月11日
- (4) 処 分 の 内 容 使用裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成27年1月19日
- (7) 審査請求の内容 使用裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年6月16日
- (9) 回 答 日 平成27年10月5日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**21 広島県呉市起業、広島圏都市計画道路事業3・5・928号横路一丁目白石線に関する審査請求**

(平成27年(イ)第10号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 広島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成26年9月9日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年10月7日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年8月20日
- (9) 回 答 日 平成27年11月27日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**22 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求**

(平成27年(イ)第11号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月3日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年8月20日

23 国土交通大臣（北海道開発局長）起業、一般国道 235 号改築工事（日高自動車道「門別厚賀道路」・北海道沙流郡日高町字旭町地内から同町字豊郷地内まで及び同町字清島地内）並びにこれに伴う町道及び排水路付替工事に関する審査請求

（平成27年（イ）第12号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成26年 8 月22日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人 2 人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年 9 月25日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年11月17日
- (9) 回 答 日 平成28年 1 月29日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

24 国土交通大臣（近畿地方整備局長）起業、一般国道 26 号改築工事（第二阪和国道・大阪府泉南郡岬町淡輪地内から和歌山県和歌山市大谷字中得地内まで）並びにこれに伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

（平成27年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成27年 2 月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成27年 3 月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年11月17日

25 東京都起業、東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業に関する審査請求

（平成27年（イ）第14号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成27年 2 月26日
- (4) 処 分 の 内 容 損失の補償の裁決
- (5) 審 査 請 求 人 物件所有者 3 人
- (6) 審査請求のあった日 平成27年 3 月26日

- (7) 審査請求の内容 損失の補償の裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年12月2日
- (9) 回 答 日 平成28年2月15日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**26 国土交通大臣（中国地方整備局長）起業、一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市鳴字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事に関する審査請求**

（平成27年（イ）第15号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 鳥取県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成27年5月25日及び平成27年6月19日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成27年6月21日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年12月2日
- (9) 回 答 日 平成28年2月29日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**27 和歌山県起業、県営広域営農団地農道整備事業紀の里地区（和歌山県紀の川市横谷字千丈平地内から同市麻生津中字横手地内まで）に関する審査請求**

（平成27年（イ）第16号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（近畿地方整備局長）
- (3) 処分のあった日 平成26年6月4日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成26年7月2日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年12月2日
- (9) 回 答 日 平成28年3月11日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**28 国土交通大臣（東北地方整備局長）起業、一般河川鳴瀬川水系鳴瀬川河口部改修工事（右岸：宮城県東松島市野蒜字下沼地内から同市野蒜字立石地内まで）に関する審査請求**

(平成28年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 宮城県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成27年10月5日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1社
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成27年11月5日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成28年3月25日

29 国土交通大臣(近畿地方整備局長)起業、一般国道483号新設工事(北近畿豊岡自動車道「日高豊岡南道路」及び「八鹿日高道路」・兵庫県豊岡市上佐野字長尾谷地内から養父市八鹿町高柳字ナベ地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び県道拡幅工事に関する審査請求

(平成28年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成27年10月26日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成27年11月23日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成28年3月25日

